

## 株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

2026年5月29日

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号  
株 式 会 社 地 域 新 聞 社  
代 表 取 締 役 社 長 細 谷 佳 津 年

当社は、2026年5月29日付けの当社取締役会決議において、2026年6月26日付けをもって、当社普通株式1株を1.8株に分割することを決定いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年6月25日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年6月26日をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を16,000,000株から28,800,000株に変更することを併せて決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年7月下旬までにお届先住所にお送りする予定です。
2. 2026年6月26日付けにて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。